

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(平成27年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況									委員の公募制導入状況等	
			26年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7(人)	5審議会以上兼職する委員数	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7(人)	市議員の委員数	うち、指針に定める選任基準※8に括弧する委員数※7(人)	女性登用率※9	公募制導入の有無	詳細 (公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数)
防災危機管理局	防災会議	法律	1	70	55	0	0	4	—	2	—	12.7	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	国民保護協議会	法律	0	35	23	0	0	2	—	1	—	34.8	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
総務局	特別職報酬等審議会	条例	0	10	10	0	0	0	0	0	0	30.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	職員倫理審査会	条例	4	6	6	1	—	1	—	0	0	33.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	職員傷病審議会	条例	—	9	9	0	0	0	0	0	0	11.1	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	公務災害補償等審査会	条例	0	3	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。
	公立大学法人評価委員会	法律	7	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	男女平等参画苦情処理委員	条例	0	3	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
	男女平等参画審議会	条例	9	20	15	0	0	1	—	0	0	53.3	導入	3人
	入札監視等委員会	条例	—	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	苦情処理を目的としており、かつ高度な見識を必要とする。
市民経済局	空家等対策審議会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な見識を必要とする。
	町名、町界審議会	条例	1	15	7	0	0	1	—	0	0	28.6	未導入	高度な見識を必要とする。
	指定特定非営利活動法人審査会	条例	—	5	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	大規模小売店舗立地審議会	条例	5	12	11	0	0	0	0	0	0	45.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な見識を必要とする。
	消費生活審議会	条例	2	20	20	1	—	0	0	0	0	42.1	導入	2人
	中央卸売市場運営協議会	条例	1	15	12	0	0	0	0	0	0	45.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	市場取引委員会	条例	0	25	23	0	0	0	0	0	0	36.4	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	情報公開審査会	条例	12	7	5	0	0	1	—	0	0	60.0	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。
	個人情報保護審議会	条例	13	7	7	0	0	1	—	0	0	42.9	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。
	交通安全対策会議	条例	1	40	13	0	0	0	0	9	—	0.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な見識を必要とする。
	一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会	条例	6	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	高度な見識を必要とする。
	環境局	環境審議会	条例	0	25	20	0	0	3	—	0	0	20.0	未導入
千種区地域環境審議会		条例	2	20	19	0	0	0	0	0	0	47.4	導入	応募なし
東区地域環境審議会		条例	2	17	16	4	—	0	0	0	0	37.5	導入	応募なし
北区地域環境審議会		条例	3	21	20	3	—	0	0	0	0	45.0	導入	応募なし
西区地域環境審議会		条例	2	20	20	3	—	0	0	0	0	55.0	導入	1人
中村区地域環境審議会		条例	2	20	19	3	—	0	0	0	0	26.3	導入	委嘱者なし
中区地域環境審議会		条例	2	17	16	3	—	0	0	0	0	50.0	導入	応募なし
昭和区地域環境審議会		条例	2	19	18	0	0	0	0	0	0	33.3	導入	応募なし
瑞穂区地域環境審議会		条例	2	19	19	3	—	0	0	0	0	36.8	導入	1人
熱田区地域環境審議会		条例	2	17	16	0	0	0	0	0	0	56.3	導入	応募なし
中川区地域環境審議会		条例	3	22	21	2	—	0	0	0	0	33.3	導入	委嘱者なし
港区地域環境審議会		条例	3	20	19	0	0	0	0	0	0	31.6	導入	応募なし
南区地域環境審議会		条例	2	20	19	2	—	0	0	0	—	31.6	導入	応募なし
守山区地域環境審議会		条例	2	21	20	3	—	0	0	1	—	30.0	導入	応募なし

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(平成27年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況		委員の選任状況							委員の公募制導入状況等		
			26年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7(人)	5審議会以上兼務する委員数	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7(人)	市議員の委員数	うち、指針に定める選任基準※8に括弧する委員数※7(人)	女性登用率※9	公募制導入の有無	詳細 〔公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数〕
環境局	緑区地域環境審議会	条例	2	22	22	4	—	0	0	0	0	36.4	導入	1人
	名東区地域環境審議会	条例	2	20	19	2	—	0	0	0	0	47.4	導入	応募なし
	天白区地域環境審議会	条例	2	20	20	4	—	0	0	0	0	30.0	導入	1人
	環境影響評価審査会	条例	11	20	20	9	—	1	—	0	0	35.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	公害健康被害認定審査会	法律	24	15	15	1	—	0	0	1	—	13.3	未導入	法令等により委員の資格が制限され、かつ不服申立等に対する調査・審査及び市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
健康福祉局	社会福祉審議会	法律	13	50	30	4	—	5	—	0	0	36.7	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	高齢者施策推進協議会	条例	—	25	24	0	0	4	—	0	0	37.5	導入	5人
	民生委員推薦会	法律	3	14	12	0	0	0	0	0	0	60.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会	条例	—	19	19	0	0	0	0	0	0	52.6	導入	5人
	介護認定審査会	法律	2590	636	318	113	—	1	—	0	0	36.0 ^{※10} _①	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	福祉有償運送運営協議会	条例	—	19	17	0	0	0	0	0	0	23.5	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	障害者施策推進協議会	法律	8	20	18	6	—	1	—	0	0	38.9	未導入	高度な識見を必要とする。
	精神保健福祉審議会	条例	1	20	20	2	—	1	—	0	0	35.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	精神医療審査会	法律	32	20	20	1	—	0	0	0	0	25.0	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	障害者スポーツセンター運営審議会	条例	2	25	22	2	—	1	—	0	0	31.8	未導入	高度な識見を必要とする。
	透析療法審査委員会	条例	—	6	6	0	0	0	0	0	0	0	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害支援区分認定等審査会	法律	232	290	80	0	0	0	0	0	0	28.5 ^{※10} _①	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	国民健康保険運営協議会	法律	2	21	19	0	0	2	—	0	0	52.6	未導入	高度な識見を必要とする。
	千種保健所運営協議会	条例	1	30	21	0	0	0	0	3	—	45.0	導入	応募なし
	東保健所運営協議会	条例	1	30	23	3	—	0	0	2	—	43.5	導入	応募なし
	北保健所運営協議会	条例	1	30	24	0	0	0	0	3	—	41.7	導入	応募なし
	西保健所運営協議会	条例	1	30	19	2	—	0	0	3	—	38.9	導入	応募なし
	中村保健所運営協議会	条例	1	30	22	3	—	0	0	3	—	36.4	導入	応募なし
	中保健所運営協議会	条例	1	30	18	3	—	0	0	2	—	33.3	導入	応募なし
	昭和保健所運営協議会	条例	1	30	22	4	—	0	0	2	—	22.7	導入	応募なし
	瑞穂保健所運営協議会	条例	1	30	19	4	—	0	0	2	—	31.6	導入	応募なし
	熱田保健所運営協議会	条例	1	30	18	2	—	0	0	1	—	27.8	導入	応募なし
	中川保健所運営協議会	条例	1	30	22	2	—	0	0	2	—	45.5	導入	応募なし
	港保健所運営協議会	条例	1	30	20	2	—	1	—	1	—	40.0	導入	応募なし
	南保健所運営協議会	条例	1	30	20	2	—	0	0	1	—	35.0	導入	応募なし
	守山保健所運営協議会	条例	1	30	22	5	—	0	0	1	—	36.4	導入	応募なし
	緑保健所運営協議会	条例	1	30	26	2	—	0	0	3	—	34.6	導入	応募なし
	名東保健所運営協議会	条例	1	30	19	1	—	0	0	0	0	31.6	導入	応募なし
	天白保健所運営協議会	条例	1	30	19	2	—	0	0	1	—	26.3	導入	応募なし

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(平成27年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況		委員の選任状況							委員の公募制導入状況等		
			26年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7<人>	5審議会以上兼務する委員数	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7<人>	市議員の委員数	うち、指針に定める選任基準※8に括弧する委員数※7<人>	女性登用率※9	公募制導入の有無	詳細 (「公募制を導入していない場合は、その理由※11」 「公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数」)
健康福祉局	感染症予防協議会	条例	1	30	22	0	0	0	0	0	0	22.7	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	感染症診査協議会	法律	98	35	30	0	0	0	0	1	0	23.3	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	予防接種健康被害調査委員会	条例	—	8	8	0	0	1	—	0	0	12.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	衛生研究所等疫学倫理審査委員会	条例	—	5	5	0	0	0	0	1	—	20.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	食の安全・安心推進会議	条例	2	20	18	0	0	0	0	3	—	38.9	導入	2人
	なごや子ども・子育て支援協議会	条例	14	35	35	0	0	0	0	2	—	42.9	未導入	平成28年9月1日より導入予定
	子育て支援企業認定審査会	条例	—	8	8	0	0	0	0	0	0	37.5	導入	2人
	障害児早期療育指導委員会	条例	—	20	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	発達障害者支援体制整備検討委員会	条例	—	20	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	中央療育センター等倫理審査委員会	条例	—	6	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	児童虐待事例検証委員会	条例	—	10	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害児保育指導委員会	条例	—	15	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
住宅都市局	都市計画審議会	条例	3	20	13	0	0	1	—	0	0	38.5	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	広告・景観審議会	条例	11	20	15	0	0	1	—	0	0	46.7	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
	伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例	—	15	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
	交通問題調査会	条例	0	30	0	0	0	0	0	0	0	—	導入	現在は委員なし
	建築紛争調停委員会	条例	1	10	10	1	—	0	0	0	0	40.0	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
	建築審査会	法律	6	7	7	0	0	1	—	0	0	42.9	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	開発審査会	法律	3	7	7	0	0	2	—	0	0	42.9	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	土地利用審査会	法律	2	7	7	0	0	0	0	0	0	57.1	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	筒井土地区画整理審議会	法律	1	10	8	4	—	1	—	0	0	0.0 ^{※10} _②	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	葵土地区画整理審議会	法律	0	10	10	4	—	1	—	0	0	0.0 ^{※10} _②	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大曾根北土地区画整理審議会	法律	1	10	9	5	—	1	—	0	0	0.0 ^{※10} _②	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大高駅前土地区画整理審議会	法律	1	10	10	4	—	1	—	0	0	0.0 ^{※10} _②	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	ささしまライブ24土地区画整理審議会	法律	0	10	9	3	—	1	—	0	0	0.0 ^{※10} _②	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
下之一色南部土地区画整理審議会	法律	3	10	10	0	0	1	—	0	0	0.0 ^{※10} _②	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。	
鳴海駅前市街地再開発審査会	法律	0	13	13	10	—	0	0	0	0	30.0	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。	
緑政土木局	放置自動車廃物判定委員会	条例	1	10	9	0	0	0	0	1	—	44.4	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	自転車等駐車対策協議会	条例	1	25	21	0	0	0	0	1	—	33.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	緑の審議会	条例	6	20	17	0	0	0	0	0	0	41.2	導入	3人

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(平成27年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況									委員の公募制導入状況等	
			26年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7<人>	5審議会以上兼職する委員数	うち、指針に定める選任基準※6に括弧する委員数※7<人>	市議員の委員数	うち、指針に定める選任基準※8に括弧する委員数※7<人>	女性登用率※9	公募制導入の有無	詳細 (「公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数」)
教育委員会	いじめ対策検討会議	条例	—	10	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	社会教育委員	条例	6	10	9	2	—	1	—	0	0	44.4	導入	1人
	スポーツ推進審議会	条例	2	15	13	0	0	0	0	0	0	50.0	導入	1人
	文化財調査委員会	条例	9	20	16	2	—	0	0	0	0	43.8	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	図書館協議会	条例	5	10	10	0	0	0	0	1	—	60.0	導入	1人
	博物館協議会	条例	2	20	15	0	0	0	0	2	—	46.7	導入	1人
	美術館協議会	条例	2	15	14	0	0	0	0	2	—	50.0	導入	1人
	科学館協議会	条例	2	15	14	0	0	0	0	3	—	42.9	導入	1人

※1 実質的に休止している、有松区画整理審議会、有松駅前市街地再開発審査会、小幡駅前市街地再開発審査会、日比野市街地再開発審査会（住宅都市局所管）及び産業教育審議会（教育委員会所管）は除く。

※2 審議会の設置根拠となる法令の区分

※3 平成27年4月1日に設置された審議会については「—」と記載

※4 法律又は条例等に規定されている委員の定数又は上限数

※5 指針の施行日（平成27年4月1日）前に委員選任協議を行う必要があった場合は、委員選任時に指針が適用されないため、平成27年4月1日時点において10年を超えて委嘱されている委員数を記載

※6 法令等により委員の資格が制限されている場合等に該当し、他の者に代え難い特別の事情がある場合（名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第5条第2項）

※7 指針の施行日（平成27年4月1日）前に委員選任協議を行う必要があった場合は、委員選任時に指針が適用されないため「—」と表記する。

※8 市職員が当該審議会の不可欠の構成要素である場合。（指針第5条第4項）

※9 委嘱されている委員が0人である場合は「—」と記載
名古屋市会議員を除いて算出

※10 ①予備委員を含む登用率
②法律に基づき、公選によって選任される委員を除く。（例：土地区画整理法に基づき設置される審議会）

※11 法令等により委員の資格が制限されている場合等には、基準の適用をしないもの（指針第5条第5項）